

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年1月16日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
シャッター稼働処置費
- 2 履行場所
横浜市立東山田小学校 横浜市都筑区東山田1-4-1
- 3 契約日
令和8年1月9日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年1月31日まで
- 5 契約金額
16,500円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
文化シャッター株式会社横浜営業部 横浜市中区吉田町65
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
防火シャッターが故障し、防災監視盤が作動し続ける状態となった。
校内全館の防災監視装置の音響を停止状態にせざるを得ず、通路も封鎖しているため、安全及び運営上、至急修繕を要する。
- 8 契約の相手方の選定理由
機器のメーカーで内部メンテナンス・動作確認できるのがこの業者のみのため選定した。
- 9 所管
横浜市立東山田小学校